

こうべ子育て応援 LINE に係る配信業務委託 実施要領（公募型プロポーザル）

1 案件名称

こうべ子育て応援 LINE に係る配信業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 業務目的と概要

神戸市（以下、本市という。）の提供する神戸市公式 LINE アカウントを通して、配信を希望する神戸市民に対し、胎児・乳児の成長過程、妊娠生活・育児のアドバイス、出産・育児の基礎知識、事故予防、本市の子育てサービス等の情報を「こうべ子育て応援 LINE」として、配信することによりサービスを提供する。

(2) 業務内容

「こうべ子育て応援 LINE に係る配信業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という）のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

金 4,260,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(4) 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日まで

(5) 履行場所

神戸市役所本庁舎 1 号館 こども家庭局 こども未来課

(6) 費用分担

本件プロポーザルに参加するために必要な一切の経費は応募者の負担とする。

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費（引継ぎにかかる費用等）は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

(2) 令和 6・7 年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有すること。なお、当該資格がない場合には、以下の要件をすべて満たすこと。

① 事業者及びその代表者が直近 1 年間の法人税、市町村民税等を滞納していないこと。

② 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条に該当しないこと。

(3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定

- に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。)でないこと。
- (4) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
 - (6) 共同事業体（個人の場合はグループ）による受託も可能であるが、その場合は、代表者及び構成員全てが上記（1）から（5）を全て満たすこと。なお、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約にかかる事務処理についても代表者が自己の名義をもって行うものとする。

5 スケジュール

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) 公募開始 | 令和6年11月29日（金） |
| (2) 質問受付締切 | 令和6年12月6日（金）17時まで |
| (3) 質問に対する回答 | 令和6年12月13日（金） |
| (4) 企画提案書等の提出期限 | 令和7年1月21日（火）17時まで |
| (5) 選定結果通知 | 令和7年1月下旬 |
| (6) 引継ぎ等 | 令和7年2月上旬～ |
| (7) 契約締結・事業開始 | 令和7年4月1日～ |
| (8) 事業完了 | 令和8年3月31日（月） |

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 質問の受付
 - ア 受付期間
公募開始から令和6年12月6日（金）17時まで
 - イ 提出方法
別紙「質問票」（様式4号）に記載し、担当課宛に電子メールにより提出すること。件名は「こうべ子育て応援 LINE に係る配信業務に関する質問」とする。また、必ず到着確認の電話連絡を行うこと。
 - ウ 回答方法
質問に対する回答は、質問者間の公平性を確保するために、原則すべての質問事項について令和6年12月13日（金）までに、質問者全員に対し、質問事項及び回答を電子メールにて送信するほか、本市ウェブサイトにて公開（ただし、秘密情報に関する質問・回答を除く）する。その際、質問した事業者名は公表しない。なお、事実関係の確認など、回答することで他の応募者が不利にならない事項については、この限りではない。
 - エ 本市の回答は、本実施要領及び仕様書を補足する効力を持つ。
- (2) 参加申請手続き
 - ア 受付期間
公募開始から令和7年1月21日（火）17時まで
郵送・宅配の場合は、事前に担当課に電話連絡のうえ、送付記録が残る方法により、令和7年1月21日（火）17時までに本実施要領9（2）に記載する担当課に必着とする。
持参による場合は、事前に担当課に電話連絡のうえ、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、9時～12時、13時～17時の間に本実施要領9（2）に記載する担当課まで必着とする。
※企画提案書と同時に提出することも可。
 - イ 提出書類
 - ①参加意向表明書（様式第1号）
 - ②公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2号）
 - ③法人登記簿謄本（又は登記事項全部証明書）及び会社概要等
 - ④法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明（直近1年分）

※未納がないことが証明できる納税証明書によること

⑤神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式第3号）

- ウ 提出部数 各1部（原本）
- エ 提出場所 本実施要領9（2）に記載する担当課

(3) 企画提案書の提出

- ア 受付期間 公募開始から令和7年1月21日（火）17時まで
- イ 提出方法

①紙資料

郵送・宅配もしくは持参による。

郵送・宅配の場合は、事前に担当課に電話連絡のうえ、送付記録が残る方法により、上記アの期日までに本実施要領9（2）に記載する担当課に必着とする。持参による場合は、事前に担当課に電話連絡のうえ、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、9時～12時、13時～17時の間に本実施要領9（2）に記載する担当課まで必着とする。

②電子データ

電子メールの送付による。

電子メールの件名は「こうべ子育て応援 LINE に係る配信業務に関する企画提案書の提出（応募団体名）」とし、上記アの期日までに本実施要領9（2）に記載する担当課に必着とする。また、必ず到着確認の電話連絡を行うこと。

ウ 提出書類

①企画提案書

- ・妊娠初期（妊娠4週～7週）、妊娠中期（妊娠20週～23週）、妊娠後期（妊娠28週～31週）のそれぞれのステージごとに、主にどのようなことを伝えるか、構成案を示すこと。

例)

	妊娠初期 (4週～7週)	妊娠中期 (20週～23週)	妊娠後期 (28週～31週)
構成案			

- ・基本原稿(1)・基本原稿(2)の配信案を1つずつ作成すること。(どの妊娠週数・月齢とするかは自由に設定してよいものとする。)
- ・産婦人科医、小児科医、総合診療医、歯科医、管理栄養士、薬剤師などの専門家の監修体制について示すこと。

②類似業務実績

- ・類似業務の実績がある場合は、その内容がわかるもの

③年間業務計画書

- ・引継ぎや新規構築にかかる期間やその体制について示すこと。

④業務実施体制

- ・読者の問い合わせ対応やシステム障害対応など、本業務を運用するための実施体制・支援体制について示すこと。

⑤見積書

次に掲げる事項を区分等して、すべて記載すること。ただし、A4サイズ片面に収めること。

- i こうべ子育て応援 LINE 配信に係る費用と読者アンケートに係る費用は、区分を分けて記載すること。
- ii その他、必要な経費は上記 i と区分を分けて記載すること。

エ 提出部数	各1部
オ 提出場所	本実施要領9(2)に記載する担当課

7 選定に関する事項

(1) 評価項目と配点

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目	評価内容	配点
企画提案書	企画力・構给力	20
	専門家の監修体制	20
	文章構给力	15
実施体制	読者問い合わせ・システム障害対応体制	15
類似業務実績	類似業務実績	10
見積書	費用積算根拠の妥当性	10
その他	地元企業（個人の場合、市内在住）に対する加点	10

(2) 選定方法

提出された課題等について、上記7(1)に基づき総合的に評価し、委託予定事業者を選定する。(プレゼンテーション審査は実施しない。ただし、提案内容について必要に応じて質問をする場合がある。)

審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「企画力・構给力」の点数が最も高いものを委託予定事業者とする。さらに、「企画力・構给力」の最高得点者も複数ある場合は、「専門家の監修体制」の点数が最も高いものを委託予定事業者とする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- カ 見積書の金額が2(3)に記載する事業規模(契約上限額)を超過すること
- キ 審査の結果、評価点の合計が5割未満である場合

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 応募を無効とする場合

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- (1) 神戸市が指定する場合を除き、提出書類等の必要書類が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 見積書に必要事項の記載がないとき。
- (3) 本実施要領4に掲げる条件に該当しないものが参加したとき。
- (4) 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペン、その他訂正の容易な筆記具により見積書に記入したとき。
- (5) 見積書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

9 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ すべての提出書類は返却しない。

エ すべての提出書類は、審査・選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

キ 本委託契約は令和7年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行う。予算が成立しない場合には、この募集に基づく契約締結をしないことがある。

(2) 担当課（提出先・問い合わせ先）

神戸市こども家庭局こども未来課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

電話番号：078-322-5213

電子メール：kobe_kodomomirai@office.city.kobe.lg.jp